No. 26-10
2026年3月

# 検体検査実施料に関するお知らせ

謹啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
このたび2026年(令和8年)2月27日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0227第6号」により、下記の検査項目に検査実施料の新設及び留意事項の一部変更が通知されましたので、ご案内いたします。

謹白

記

● 適用日　2026年(令和8年)3月1日から適用

● 新規保険収載

| 検査項目 | 保険点数 |
|---|---|
| 悪性腫瘍遺伝子検査（血液・血漿）<br>HER2遺伝子検査（大腸癌及び肺癌以外の固形癌に係るもの）<br>ESR1遺伝子検査（乳癌に係るもの） | 各2500点 |

● 保険収載内容 一部変更項目

| 検査項目 | 保険点数 |
|---|---|
| がんゲノムプロファイリング検査 | 44000点 |

裏面へ続く

● 新規保険収載

| | |
|---|---|
| 検査項目 | 悪性腫瘍遺伝子検査（血液・血漿）<br>HER2遺伝子検査（大腸癌及び肺癌以外の固形癌に係るもの）<br>ESR1遺伝子検査（乳癌に係るもの） |
| 診療報酬<br>点数表区分 | 「D006-27」悪性腫瘍遺伝子検査（血液・血漿） |
| 保険点数/判断料 | 各2500点　/　遺伝子関連・染色体検査判断料（100点） |
| 留意事項 | ～（略）～<br>(12) HER2遺伝子検査（大腸癌及び肺癌以外の固形癌に係るもの）<br>HER2遺伝子検査（大腸癌及び肺癌以外の固形癌に係るもの）は、大腸癌及び肺癌以外の固形癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、本区分の「7」HER2遺伝子検査（大腸癌に係るもの）の所定点数を準用して算定する。<br>(13) ESR1遺伝子検査（乳癌に係るもの）<br>ESR1遺伝子検査（乳癌に係るもの）は、乳癌患者の血液を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、次世代シーケンシングにより行った場合に、患者1人につき1回に限り、本区分の「7」HER2遺伝子検査（大腸癌に係るもの）の所定点数を準用して算定する。 |

※受託未定

● 保険収載内容　一部変更　　下線太字部分が変更されました。

| | |
|---|---|
| 検査項目 | がんゲノムプロファイリング検査 |
| 診療報酬<br>点数表区分 | 「D006-19」がんゲノムプロファイリング検査 |
| 保険点数/判断料 | 44000点　/　遺伝子関連・染色体検査判断料（100点） |
| 留意事項 | ～（略）～<br>（６）「注2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後にエキスパートパネルでの検討を経た上で患者に提供し、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、区分番号「B011-5」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には(２)から(５)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。<br>ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、RAS遺伝子検査、HER2遺伝子検査<br>イ 大腸癌におけるRAS遺伝子検査、HER2遺伝子検査、BRAF遺伝子検査<br>ウ 乳癌におけるHER2遺伝子検査<br>エ 固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査<br>オ 肺癌におけるMETex14遺伝子検査<br>カ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査<br>キ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査、RET融合遺伝子検査<br>ク 胆道癌におけるFGFR2融合遺伝子検査<br>ケ 卵巣癌又は前立腺癌におけるBRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子検査<br>コ 乳癌におけるAKT1遺伝子変異検査、PIK3CA遺伝子変異検査、PTEN遺伝子変異検査<br>**サ 固形癌におけるHER2遺伝子検査**<br>**シ 乳癌におけるESR1遺伝子検査**<br>～（略）～ |

※受託未定